

《研究ノート》

20世紀初頭アメリカ機械製造業労資関係  
についての予備的考察

——いわゆるマレイ・ヒル協定の前後を中心に ——

黒川 勝 利

I

この研究ノートは、独占形成期におけるアメリカの政府、資本、労働の関係を再検討するという私の近年の作業の一部であって、直接には当時の、特にいわゆるマレイ・ヒル協定 (Murray Hill Agreement) 前後における、アメリカ機械製造業の労資関係について若干の事実を整理することを目的としている。<sup>(1)</sup>

やや結論を先取りしておくならば、当時のアメリカ機械製造業の労資関係は、すでにわが国でもいくつかの研究が発表されている鉄鋼業や、先に私自身も一応の整理を試みた無煙炭産業の場合とは、やや異なったタイプに属している。すなわち、19世紀末から20世紀初頭にかけての労働運動の高揚はここでも例外ではなく、それは具体的には国際機械工組合 (International Association of Machinists) の急成長と労働争議の増加となって現れた。しかしながら、急速な技術革新の渦中で厳しい地域間、企業間の競争にさらされていた当時の機械製造業界にあっては、たとえば鉄鋼業で出現した如き、労働者の攻勢に独力で対決するほどの金融力、政治力を有する巨大企業はまだまれであって、ここに彼等は、1899年、ニュー・ヨークを本部として、「労働諸団体の不当な諸要求に対して自分たちを防衛するとともに、雇用者と被雇用者との間に生じる困難を調査し、友好的にそれを解決することに努める目的で集まった製造業者の自発的協会」<sup>(2)</sup>として全国金属産業協会 (National Metal Trades Association) を結成し、協力してこれに取り組む体制を整えたのである。この二つの組織、すなわち1888年にジョージア州アトランタ

において設立され、1900年頃までには当時のアメリカの金属加工工場や鉄道修理工場で働く28万人の機械工のほぼ10%を組織することに成功した、アメリカ労働総同盟（American Federation of Labor）傘下の熟練職種別労働組合、国際機械工組合<sup>(3)</sup>と、結成後まもなくにして当時のアメリカを代表する産業別雇用者団体に発展した全国金属産業協会との間の、対立、束の間の妥協、そして再度の対立にまつわる諸問題が、この研究ノートにおける整理の主たる対象となる。

## II

1900年初頭、サミュエル・ゴンパース（Samuel Gompers）の忠実な同盟者として「純粹にして単純な労働組合主義 pure and simple unionism」を奉じるジェームズ・オCONNELL（James O'Connell）委員長の指導のもと、国際機械工組合は、地理的には合衆国の中心部に位置し、経済的には巨大な物資の集積地であるとともに、当時の人々から「労働組合主義の温床 the hotbed of trade unionism」と呼ばれたほど組織労働の勢力が強かったシカゴを最初の標的として、労働時間短縮＝9時間労働日をはじめとする一連の要求の獲得に乗り出した。<sup>(4)</sup>

機械工組合の動きは、当然のことながら、シカゴの機械製造業者によって歓迎されるものではなかった。すなわち、機械工組合はまず、1900年の1月、そのシカゴ支部＝第8支部の名で、シカゴの機械製造業者に招待状形式の書簡を送って、協定を結ぶための交渉を呼び掛けたのであるが、これに応じて指定された日に姿を現した製造業者は、僅か4人に過ぎなかった。さらにその3週間後、第8支部は、組合が独自に作成した協定案を製造業者に送って考慮を促すとともに、承諾の署名を要求したのであるが、ほとんどの製造業者はこの提案をも無視し、ここにシカゴの機械工は、多数の非組合員をも含めて<sup>(5)</sup>、3月1日を期してストライキに突入したのである。<sup>(6)</sup>なおこの協定案には、9時間労働日の他に、クローズド・ショップ制、1時間28セントの最低賃金、時間外労働への割増、徒弟雇用の規制、解雇や再雇用の際の先任権制度、工場委員会の承認等の諸要求が含まれていた。<sup>(7)</sup>

もっともシカゴの機械製造業者たちの機械工組合への対応は、必ずしも確固たる原則ないし方針に基づいたものではなかった。事態の急速な展開に対応できなかった企業が少なくなかったように思われる。合衆国産業委員会の1900年3月の公聴会において Webster

Manufacturing Company 社長の Webster は、個人的見解と断りつつ以下のように証言している。

労働者たちは1月に要求を出して来ました。お分かりのように、我々はあまり組織されておらず、結果としてその要求に、ほとんどの製造業者は事実上にも注意を払いませんでした。御存知のように、紙屑籠の中に捨てられたのです。我々にはストライキの経験がなかった、我々は機械工場でこのような事態を経験したことがなかった、そして私の思うにはほとんどの者が、何もトラブルは起こるはずがないと考えていたのです。一度も病気にかかったことのない男は、自分はこれからもかかるはずがないのだと考えるものだという<sup>(8)</sup>ことは、御存知でしょう。

同時に、その当時の機械製造業は19世紀末の不況から脱して繁忙を極めていた。後にストライキ当時の機械製造業の景気について質問を受けた金属産業協会幹部は次のように答えている。

シカゴ・ストライキの頃の産業はあらゆる工場が非常に忙しく、完全操業の状態でした。<sup>(9)</sup> 実際、工場は大量の契約を抱えていました。数年前に比べてはるかに活況を呈していました。

このような時にストライキで工場が閉鎖されるということは、当然のことながら大きな痛手であり、それゆえシカゴの機械製造業者のうち13の企業は、ストライキ突入後もなく機械工組合に屈伏することによって操業を維持するという道を選択した。もちろんほとんどの企業は、ストライキ突入後も抵抗を続けた。しかし要求拒否の最大の理由は、最低賃金や労働時間の具体的な数値よりも、それがシカゴにおいてのみ実現することによって他の諸都市の製造業者よりも競争において不利な立場に立たされる、という事実にあったように思われる。Fraiser & Chalmers の社長、Chalmers は次のように証言する。

この機械工のストライキが発生した時、我々は以下のような理由でローカル組合の承認を拒否しました。もし、彼等が、これまでのように、オハイオ州コロンブスの最低賃金率が25セントであるべきだと言うなら、我々はそれではなぜ同じ最低賃金がシカゴで設定さ

れないのかと言います。あなたたちは、シカゴでそれを28セントにして、コロンブスで25セントにして、他の所で23セントにして、また他の所で24セントにしている。あなたたちの組織は、一般的に我が国の諸工業について正確な知識を持っていない。それゆえ、このことを根本から正しく処理するために、我々はあなたたちのローカル組合の承認を拒否するけれども、しかしながら我々の全国協会を通じてあなたたちの全国組合を承認するであろう……<sup>(10)</sup>

すなわち、機械工組合のシカゴ支部との間では不可能な協定も、もしそれが全国的なものであり、国内の機械製造業界に一律に適用されるものであったならば、必ずしも企業にとって受け入れがたいものではなかった。ここに一方では国際機械工組合の本部が、他方では当時まだシカゴには僅かに6社しか会員企業を有していなかった全国金属産業協会がシカゴの個々の製造業者に代わって、労資交渉の前面に登場してくる条件があったのである。

### III

金属産業協会のこの問題への介入は、シカゴの会員企業、Gates Iron Works の幹部の要請によって始まった。協会は直ちに唯一の有給役員である事務局次長、デヴァンズ (Henry Fairbanks Devens) をシカゴに派遣し、2月17日、40人ほどの製造業者をホテルに招いて、機械工組合への対応について検討するとともに協会の目的等について説明した。この説明会の結果18社が新規に全国協会に加入するとともに、地域団体として70社ほどの企業から成るシカゴ機械製造業者協会 (Chicago Association of Machine Manufacturers)<sup>(11)</sup> が新たに結成された。

まもなく事実上シカゴの機械製造業者を代表する存在となった金属産業協会と機械工組合との最初の交渉は、ストライキ突入後半月余りを経た3月17日に行われた。この交渉において金属産業協会は後にシカゴ協定として知られることとなる解決案を提出する。この協定の骨子は以下のようなものであった。

……この協議委員会は産業上の争議の解決にあたって全国的な仲裁の原則を支持し、全国金属産業協会および国際機械工組合の諸構成員に対して同様な原則を採用することを勧

告する。

……各組織の構成員，すなわち雇用者と被雇用者の間で進行中の全争議，および今後発生する争議において，前記の両当事者は問題に適切な解決をもたらすためにあらゆる理性的な努力を払う。これが失敗した場合，一方の当事者は，全国金属産業協会と国際機械工組合の各会長（委員長）またはその代理人，および両組織の中からそれぞれの会長（委員長）によって指名されたもう2人の代表によって構成される仲裁委員会にこれを付託する権利を持つ。この仲裁委員会の多数決による決定は，問題になっている事例に関しては最終的なものとして，各組織の将来の行動に関しては先例となるものとして，理解される。仲裁委員会による判定の間は，争議の一方の当事者の要求によって操業が停止されることがない。仲裁委員会は争議が付託されてから2週間以内に開催される。

……この（両組織による協定の）承認のために必要な期間，および上記の協定を検討しそれに基づいて行動するために必要な期間においては，一方の組織によりロック・アウトあるいはストライキが実施されることはなく，また現在実施されていてこの協定の一方の当事者の構成員が参加しているロック・アウトあるいはストライキは，それがどこで実施<sup>(12)</sup>されているものであろうと，直ちにそして公式に中止される。

すなわち金属産業協会の代表は，組合の諸要求に対して具体的に答えることなく，まずストライキを中止せよ，それから仲裁委員会を設置して交渉しようと提案したのである。もちろん，オコンネルをはじめとする機械工組合代表は，いったん始めたストライキを具<sup>(13)</sup>体的成果なく中止することはできないとして，これを拒否した。

この間雇用者側はストライキ参加者への職場復帰の呼び掛けや新規被雇用者の募集にも努力を払ったけれども，十分な成果を挙げることはできなかった。<sup>(14)</sup>かくして操業を再開するためには今一步の譲歩が必要となった。すなわち3月28日，金属産業協会側を代表する5人の経営者は機械工組合委員長のオコンネルと全国オルグのスチュアート・リード（Stuart Reid）に書簡を送り，その中で組合員に対する差別の撤廃，労働時間の短縮，最低賃金制度の実施方法，ブラック・リストの廃止等，6項目の原則に関して具体的に言及し，もし機械工組合が3月17日の提案を受諾し，4月2日までにストライキを中止するならば，シカゴ協定に基づいて開催される仲裁委員会において，製造業者の方でもこれらの原則を受け入れるように努力すると，通告した。1月31日の大会においてシカゴの機械工

はこの提案を3,028票対396票で承認し、ここにシカゴ・ストライキは終わったのである。

このような成り行きを国際機械工組合の幹部は、「シカゴ協定の重要性はいくら強調しても強調しすぎることはない。それは……わが国の工業史のもっとも重要な発展の一つである」と述べて歓迎した。しかしながらここで、この提案が、最低賃金の額やあるいは先に組合が要求に掲げていた先任権やクローズド・ショップ制などについては触れていなかったという事実、さらには5番目に挙げられた原則、「工場での生産はいかなる手段によっても制限されてはならない」のように雇用者の側からの、しかも当時の機械製造業の労資関係を鑑みてきわめて重要な要求も含まれていたという事実に注意しておかねばならない。実のところこのような問題点——少なくとも機械工側にとっての——は、シカゴ協定に基づいてニュー・ヨークのマレイ・ヒル・ホテルにおける5月10日から18日にかけての交渉の結果締結された金属産業協会と機械工組合との間の合意、いわゆるマレイ・ヒル協定<sup>(15)</sup>にもおおむね継承されていくからである。

#### IV

ニュー・ヨークの交渉にかかる機械工組合幹部の期待が大きかったことは、4月14日にオコンネルが組合員に対して発した回状の中でも良く示されている。その一部を引用しておこう。

この会議が開催されるまでは、地方的な不満を取り上げたり、地方支部が新たな要求を出したりしてはならない。これはきわめて重要である。両者が会談して到達した合意の報告が発表されるまではすべてを現状のままに維持しなくてはならない。

このことは、我々の組織が無規律、無責任な烏合の衆であるか、それとも理性に従う、尊敬に値する、そして協定を結ぶに十分な責任と価値を有している秩序正しい知性的団体であるかを、世間に対して証明することになろう……

組合員たちは注意深く対立の再発の原因ないし口実になることを避けなければならない。彼等は、数年間の努力の結果として獲得できそうな諸成果を何であれこちらの側におけるシカゴ協定に合致しない行動によって麻痺させてはならないということ、記憶しておく必要がある……<sup>(16)</sup>

期待は必ずしも裏切られなかった。会議の直後にオコンネルは報告している。「われわれは、率直に告白する、我々がニュー・ヨークのマレイ・ヒル・ホテルで8日間続いたこの協議に入っていった時には、我々がこんなにも成功するなどとは思っていなかった。獲得した項目、その我々の職種にとっての決定的な重要性は量り知れない」と。<sup>(17)</sup>

協定の具体的成果として彼等が誇りえたものには以下のようなものがあった。<sup>(18)</sup>

まず、国際機械工組合が雇用者団体から、「我が組合の歴史上初めて」、交渉相手の組織として承認されたということ、それ自体である。一般的に組合の意義そのものは認めつつも、交渉相手としては自社の従業員しか認めないとする当時の一般的な雇用者の態度に常に対応を迫られていた当時の職種別、ないし産業別組合にとって、このことの意義は決定的に大きかった。副委員長のウィルソンは「機械工月報」7月号の論文の中で「もし最初の協議で獲得したものがこれだけだったとしても、会合はけっして無駄ではなかった。」と述べている。

またオコンネルが、「この問題の我々の組織にとっての重要性は強調しすぎることはない」としたものに徒弟雇用の制限についての合意がある。労働力供給制限をその課題の一つとする職種別組合として機械工組合は、その規約において1工場あたり1人もしくは機械工5人あたり1人以上の徒弟の雇用を禁止すると定めていたのであるが、これが金属産業協会によって承認されたのである。またそもそも何をもって機械工とみなすかという機械工の定義も職種別組合にとってはけっして小さくない問題であったが、この点についても機械工組合規約の定義が承認された。

労働時間短縮問題でもシカゴ協定の際の雇用者側提案より一歩進んだ回答が獲得された。すなわち機械製造業の標準労働時間は協定調印の日から6か月後に57時間、12か月後には54時間（前記の雇用者側書簡では55時間であった）に移行するという合意が成立した。また同時に時間外労働についても合意が成立、午後10時までは25%、10時から12時までは50%、12時以降、および日曜、休日については100%の割増賃金が支払われることになったのである。<sup>(19)</sup>

とはいえ、当然のことながら全国金属産業協会も何らの見返りもなくこのような譲歩を行ったわけではない。まず彼等は、クリーヴランドとバターソンでシカゴ協定締結後も行われていた機械工ストライキを公式に中止することを要求し、それを交渉に入る前提条件とした。さらに、その後の交渉の中で彼等が獲得した、すなわちマレイ・ヒル協定に盛

り込まれた重要な成果は以下の2点であった。第一に、「すべての雇用者は、労働組合に属する者であろうとなかろうと、いかなる労働者でも自由に雇用することができる。工場で働くことを選んだ労働者は誰でも、彼の同僚である労働者の全員と、彼もしくは彼等が労働組合に属しているか否かにかかわらず、平和にかつ協動的に働くことが要求される」という合意。すなわちクローズド・ショップの否定、オープン・ショップの承認。第二に、すでに述べたようにシカゴ・ストライキの際の雇用者代表の書簡の中でも言及されていた「国際機械工組合は工場における管理あるいは生産に何らの制限も設けることなく、公正な1日の賃金に対して公正な1日の労働を提供する<sup>(20)</sup>」という規定。

当時のアメリカ労働運動の展開の中でこの2点の譲歩は決して小さいものではなかった。それゆえこの2点の処理をめぐって機械工組合の幹部の間に若干の混乱があった可能性を、我々は合衆国産業委員会の証言の中に読み取ることができる。さらに、「機械工月報」の1900年6月号に掲載した協定締結直後の報告においては、この2点が削除されていたのである。<sup>(21)</sup>しかしながら、この協定を頂点とする機械製造業労資関係の小春日和に終止符を打ったのは、時間短縮と賃金との関係という、実のところ協定には明確に規定されていなかった問題をめぐってであった。

## V

さて、時間短縮と賃金との微妙な関係がいずれ厄介な問題になるかも知れないということは、マレイ・ヒル協定締結の当時から、少なくとも一部の関係者によって予想されていた。金属産業協会事務局次長デヴァンスは、合衆国産業委員会の証言において、協会がストライキやロック・アウトの事態に備えて経常費の他に積み立てている準備基金 the reserve fund (質問者は適切にもそれを fighting fund と誤って表現した) に関して以下のごとく述べている。

問。……さてあなたたちが作成した、そして永続的なものであるとあなたたちが信じているこの協定があるのに、そのような基金の必要がありますか。一答。はい、以下のような点に関してです。我々が結んだ協定においては、労働時間が短縮されると、当然に賃金に関する問題が発生します。現在製造業者は被雇用者に時間決めて支払っています。彼等(被雇用者)は現在1時間25セントの割合で10時間働いています。つまり2ドル50セントです。



彼（製造業者）が工場で9と2分の1時間基準を採用した時、私の考えでは、問題が発生します、被雇用者は1日2ドル50セントを支払われるべきだろうかという問題が。彼等は時間短縮のもとで同じ額の金を受け取るべきか、それとも9と2分の1時間分の支払いのみを受け取るべきか。

問。その問題は仲裁で解決されねばならないではありませんか。一答。そうです。しかしもし彼等が仲裁によってそれを解決できないならば、その時は厄介な問題を抱えることになるでしょう。私は、単にあなたに、我々の準備基金が必要かも知れないのはなぜか<sup>(22)</sup>ということを示すために、この問題を取り上げたのです。

もっとも、協定締結から6か月後の時間短縮の際に、現実<sup>(23)</sup>にこれが争議に結びついたのでセント・ルイスにおいてだけであった。なぜなら好況はまだ続いており多くの雇用者は若干の賃上げを認めることによって争議を避ける方を選択したからである。しかしながらその半年後、すなわち協定締結後1年を経た9時間労働日実現の時点においては、雇用者の多くはもはやそれほど寛容ではなかった。他方で機械工組合には短縮に見合った賃上げを求める組合員からの要求が殺到していた。かくして機械工組合は1901年5月11日の交渉で金属産業協会にたいして全国的な賃金協定による解決を申し入れたのであるが、金属産業協会は今や、シカゴ・ストライキの時とは違ってかわって、賃金は地域的に決定されるべき事項であると主張してこれを拒否するとともに、その加入企業に対してこれ以上の譲歩をしないように勧告した。挑戦を受けて立った機械工組合は、5月20日、全国ストライキを宣言し、ニュー・ヨーク、パツファロー、フィラデルフィア、ピッツバーグ、ボストン、ボルティモア、デトロイト、シンシナティ、クリーヴランド、シカゴ、ミルウォーキー、そしてセント・ルイスの、5万8000人の機械工がストライキに突入したのである。

対立は厳しいものとなった。6月中旬、機械工組合は企業の3分の2が彼等の要求を受け入れたと発表した。しかし同時にその大半は小規模な企業であるということも認めざるを得なかった。他方金属産業協会は、ストライキへの突入をマレイ・ヒル協定を破棄する十分な理由とみなして、戦闘体制を固めた。すなわち5月28日にはシカゴで執行委員会（administrative council）を開き、機械製造業の労資関係についての諸原則をあらためて審議したが、その中で労働者の資格、徒弟数、出来高賃金制度やプレミアム制度の採用、解雇等に関して、「我々によってのみ solely by us」、「雇用者によってのみ solely by

employer」,あるいは「適当と判断した時はいつでも whenever he sees fit」決定し、実行することができると規定、経営に対する労働組合の干渉を全面的に拒否する態度を打ち出した。また6月11日にはニュー・ヨークで会員以外の企業をも集めて大会を開き圧倒的多数の支持のもとにその反労組的態度を確認したのである。このような金属産業協会の姿勢と彼等が採択した諸原則は、2年後の全国製造業者協会（National Association of Manufacturers）大会におけるアメリカ労働総同盟への宣戦布告の、個別産業内における先駆となった。

## VI

20世紀初頭のアメリカの労資関係が、ラルフ・イーズレイ（Ralph Easley）の精力的な指導のもとに設立された全国市民連盟（National Civic Federation）を抜きにして語れないのは周知の事実であろう。1901年のU. S. スティール・ストライキや1902年の無煙炭ストライキ同様、このストライキに対しても市民連盟は無関心たりえなかつた。この対立が市民連盟の労資協調の理念に真向から対立するものであつただけでなく、金属産業協会にしても機械工組合にしてもその幹部は市民連盟に参加していたからである。かくしてイーズレイは、共和党上院議員でまもなく市民連盟の会長に就任するマーク・ハナを通じて有力者への根回しをするとともに、6月18日の公開書簡で機械工と経営者との和解を訴えた。これに対して金属産業協会は、もし被雇用者の責任ある委員会が理性的な提案をしたいと望むなら雇用者としてもこれを受け入れて公平の精神でこれを検討する用意があると、答えた。しかしながらオコンネルが7月1日の連盟への書簡で、両者の対立は賃金問題が全国的に仲裁されるか局地的（local）に仲裁されるかにあると指摘し、賃金問題は地域別（by districts）に仲裁される、両当事者からそれぞれ3人のメンバーと1人の仲裁者からなる委員会を設置する、解決までの期間すべての機械工は前の地位に復帰する、9時間労働日問題は仲裁の対象とはならないという、和解案を提示した時、金属産業協会は次のように指摘して真向からこの提案を拒否したのである。

製造業者は労働組合が協定を守るというどんな保証を有しているのだろうか、そして労働組合が協定に調印したからといって、1900年5月18日のわが協会との契約を破ることによって明らかとなったIAMのような無責任な団体にどんな拘束力があるというのだろうか。<sup>(25)</sup>

## VII

市民連盟の仲裁の失敗とともに、ストライキの結果も、さらにその後の対立の行方も、まさに現場における労資の力関係によって決定されることとなった。

もともと組合勢力の強いシカゴにおいては、機械工の闘争がかなりの成果を挙げた。機械工組合とは二度と取引するつもりはないと宣言し、最終的には2500人にも及ぶスト破りを雇って抵抗した強硬派の大手企業、Fraisier & Chalmers でさえ、ほぼ1年間の戦いの末に屈伏した。しかしながら、その他の都市ではおおむね雇用者の力が労働者を圧倒した。機械工組合のストライキ給付支出は、1899年と1900年の2年間を併せて6万4643ドルであった。1901年、機械工組合はその2倍をはるかに上回る15万4128ドルを支出した。けれどもこのストライキに勝利することは出来なかった。結局のところ、ストライキの後の雇用者と組合との全国的な勢力図はマレイ・ヒル協定以前の状態とほぼ等しかった。しかしながら、今や両者、特に雇用者の側は、協定以前に比べてはるかに強力に組織され、同時に組合に対する敵意を明確にしていたのである。<sup>(26)</sup>

1903年後半から1904年にかけての突然の不況は、対立を一層厳しいものとするとともに、労資の力関係をさらに雇用者側に有利なものに変えた。警戒した機械工組合の執行部は、1903年9月の回状の中で一般組合員に対して以下のように忠告した。

我々の管轄下にあるビジネスの一般的傾向は現在のところベストではない。我が国の一部地域ではビジネスが徐々に停滞しつつあり、労働力の大幅削減が行われている。様々な製造業協会が、多くの場合、我々のローカル組合を瓦解させ、我々の金庫を枯渇させる目的で、我々にストライキを強いようとしている。我々は、これらの協会に対して我々に対するいかなる不当な利点をも与えることのないようきわめて注意深くあらねばならず、現在におけるいかなる不必要なトラブルをも避けるべく、最大の注意を払い、方策を講じなければならない。<sup>(27)</sup>

しかしながら、金属産業協会に結集した雇用者たちの明確な敵意の直中で闘争を避けることは困難であった。情勢判断は雇用者の側も同じだったからである。すなわち1904年8月に International Harvester の重役会に提出された書類は次のように勧告する。

今日我々は、もし必要とあれば、労働側と戦うにあたって過去の若干の期間、あるいは今後のかかりの期間におけるよりも好都合な地位にあるように思われる。労働の供給に関する一般的な状況は供給が需要を上回っているということであり、職が無くて働く用意がある大量の労働者が存在している。労働組合は一般に財政的に強力ではない。彼等は巨額の資金を今日までの闘争に費やしている。彼等が深刻な闘争を望んでいるとは信じられない。

かくして、1904年、機械工組合は、1903年の56件に対して、134件のストライキに対処しなくてはならなかった。しかもそのうち55件までがシカゴで発生したものであった。ある労働者新聞は1904年の夏に次のように書いた。

シカゴの諸工場は、組合主義と闘ってきた全資本家団体に支援されて、当地の諸組合を解体すべくかつてこの市で知られた最大の努力を払っており、その努力のためには巨額の金をも喜んで犠牲にしようとしている。

1905年、この深刻な対立に若干の小休止が訪れた時、シカゴの組合勢力はなお他の都市の組合勢力に比べて強力ではあったが、彼等と協定を結んだ企業のリストからは、International Harvester<sup>(28)</sup>をはじめとするいくつかの重要企業の名前が失われていたのである。

その後も機械工組合と金属産業協会の対立は続いた。金属産業協会はブラック・リスト、黄犬契約、労働スパイとほとんどあらゆる手段を用いて機械工組合を攻撃した。時にストライキが成功して機械工組合と製造業者との間に協定が結ばれることもあったが、より多くのストライキは失敗した。1909年頃にはおよそ750と推定される金属産業協会系工場において機械工組合の組合員は、協定を結ぶことを要求するどころか、しばしば組合員であるという事実を伏せて就業せざるを得なかったという。<sup>(30)</sup>

## VIII

はじめに述べたように、本稿の課題はマレイ・ヒル協定締結当時のアメリカ機械製造業労資関係に関する若干の事実の、整理であってその評価は後日に委ねる。ここでは、後には全国製造業者協会と並ぶ反組合運動の中心として、ほとんどあらゆる手段を行使してその抑圧に努めることになる全国金属産業協会が、ごく短期間とはいえ機械工組合との協調に

きわめて積極的となり、機械工組合はもとより当時の労働問題研究者にすら画期的と思われた協定を一時的にせよ締結するに至った理由を検討して、結びに代えたい。

シカゴの製造業者が全国的な解決と金属産業協会の介入を求めたことに関して問題はない。モンゴメリーが指摘しているごとく、シカゴの孤立した戦いでは雇用者側の勝利は危うかったし、シカゴのローカル組合指導者よりも全国組合の指導者の知性に製造業者の多くは信を置いていたからである。<sup>(31)</sup>しかしながらそれをもって全国金属産業協会のこの争議への対応のすべてを説明することは出来ないであろう。金属産業協会の介入はシカゴの製造業者を救ったかも知れないけれども、マレイ・ヒル協定で機械工組合に与えた限りの譲歩に関しては、それをシカゴのみならず全国の会員企業に強制する結果となった。その譲歩は、機械工組合の幹部が誇ったように、けっして小さいものではなかった。しかも紛争介入時点におけるシカゴの会員企業は6社に過ぎなかったのであり、シカゴのために全国を犠牲にする必然性はなかったのである。それゆえこの時点での金属産業協会の機械工組合への対応は、けっして戦術的なものではなく、機械製造業界の労資関係に一定の秩序をもたらすための、彼等としての真摯な努力の一部に他ならなかったように思われる。

この問題に関して注目し値するのは、パールマン、タフトの、「マレイ・ヒル協定の交渉者たち、特に雇用者たちは、組合と雇用者たちとの間に発生する諸問題の性質について無知であったか、あるいは彼等なりの理由で、それを無視することに決めたように思われる」という主張である。<sup>(32)</sup>私は、この主張は基本的に正しいと考える。しかし同時に、ここで「無知」という言葉で表現されているのは、より正確には19世紀的秩序の解体と20世紀的秩序の成立の渦中における彼等の混乱の現れであったと考える。成立しつつある20世紀的秩序とはもちろん企業を経済の基本的構成要素、社会の要とする秩序であった。そのような秩序に適合的な労資関係の在り方は、少なくとも経営者の立場からすれば、企業を単位として編成された、すなわち当時の資料のあらゆるところで彼等が証言しているごとく、外部勢力の介入を排した自社従業員との交渉に基づく労資関係であった。それに対して、企業の枠を越えた当時のアメリカの労働組合は、機械工組合のごとき熟練職種別組合であろうと合同鉱山労組のごとき産業別組合であろうと、成立しつつある20世紀的秩序に対立するものであった。デュボフスキーが指摘したようにこれらの組合は、もしも「レトリックとして私有財産制度と資本主義体制を擁護したとしても、彼等の現実の行動は財産権の既成の諸原則と対立し、企業の自由を制限する」<sup>(33)</sup>ものであったからである。

しかしながら、そうはいつでも問題は単純ではなかった。旧秩序の解体に伴う混乱、さらには社会主義のような資本主義そのものに反対する勢力すら伸長している状況のもとでは、今後どのような新秩序がアメリカで形成されていくのかについて、彼等は与えられた20世紀初頭の諸条件の中で何が可能であるのかをまず模索せざるを得なかったのである。すなわち彼等は、後に一部のニュー・レフト史家が考えたほどの洞察力と決断をもって全国市民連盟に結集し、あるいはマレイ・ヒル協定を締結したのではなかった。それゆえにこそ彼等は、「穏健な」労働組合との協調による新たな秩序の形成が必ずしも容易ではないと悟るとともに、事実上これと訣別して、企業を単位とし経営者をその指揮者とする経済の秩序により適的な労資関係、すなわち、いわゆる厚生資本主義 Welfare Capitalism の推進に全力を傾けるに至ったのである。このような転換を極端な形で先取りしたのが機械製造業界に他ならなかったのではあるまいか。

#### 注

- (1) 同様の作業が、David Montgomery, *Workers Control in America: Studies in the History of Work, Technology, and Labor Struggles*, Cambridge University Press, 1979 の Chapter 3, Machinists, the Civic Federation, and the Socialists party において、若干異なった視角のもとに、すなわち労資の闘争とともに労働運動内部の穏健派と社会主義者との闘争にも目を配り、この二つの闘争の絡み合いを問題にする形で行われている。このノートでは焦点を労資の対立に、時期をマレイ・ヒル協定の直前、直後に絞って、その限りにおいて若干詳細に、主として合衆国産業委員会報告書第8巻 (U. S. Industrial Commission, *Report of the Industrial Commission*, 19 vols., Washington, D. C., 1901, rep. ed., 1969, Vol. 8, Chicago Labor Disputes of 1900) に基づいて、できるだけ当事者たちの証言自体を紹介する形で、整理したいと考えている。
- (2) *Report of the Industrial Commission*, Vol. 8, p. 499.
- (3) Mark Perlman, *The Machinists: A New Study in American Trade Unionism*, Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts, 1961, pp. 3, 33, 206, Montgomery, *op. cit.*, p. 48. なお副組合長のウィルソン (Duncan Douglas Wilson) は、合衆国産業委員会の1900年6月の公聴会で、組合員数3万5000人と証言している (*Report of the Industrial Commission*, Vol. 8, p. 488).
- (4) *Ibid.*, p. 490, 6, 10, Ernest L. Bogart, "The Machinists Strike, 1900, *Yale Review*, Vol. 9, 1900, p. 303. ただし機械工組合の勢力自体は弱く、そこで1899年春にオルグを置いて組織化に力を入れたという (*Ibid.*, p. 303).

- (5) Fraiser & Chalmers の社長, Chalmers の1900年3月20日の証言によれば, シカゴ機械工ストライキの6000人の参加者中, 2200人ほどが組合員である。また彼自身の会社では, 206人の機械工がストライキに参加しており, そのおよそ半分が組合員であろうと彼は考えている (*Report of the Industrial Commission*, Vol. 8, p. 15)。
- (6) 以上さしあたり, *Ibid.*, pp. cxv—cxvi, 178—179, 500.
- (7) *Ibid.*, p. 501, Bogart, *op. cit.*, p. 304.
- (8) *Report of the Industrial Commission*, Vol. 8, p. 145.
- (9) *Ibid.*, p. 506. また鉱山機械製造業者の Gates もストライキ中の3月20日の証言で「我々の仕事の中には3か月から9か月も遅れているものがあります。我々は夜も昼も操業しています。全力を挙げて操業しており, また仕事を選択して見ます」と述べている (*Ibid.*, p. 20)。
- (10) *Ibid.*, p. 10. また Goss Printing Press Company の Walser 社長は次のように証言している。「我々は, 国際機械工組合とローカル諸組合が存在しているということを, 喜んで認めますが, しかしながら我々の個々の方針で局地的条件で取引することが出来ないということを知っています。全国的なものではなければなりません。この都市 (シカゴ) の利益を守るためには, 他のどんな製造業の中心地とも同等な (条件で) なければなりません。」(*Ibid.*, p. 372)。また cf. *ibid.*, pp. 19, 26, Montgomery, *op. cit.*, p. 50.
- (11) *Report of the Industrial Commission*, Vol. 8, p. 501.
- (12) *Ibid.*, pp. 504—505.
- (13) 前掲の Webster は3月23日の証言で当時の対立を以下のごとく整理している。「問。(A. L. Harris 氏による) 今の機械工と製造業者の意見の不一致のポイントは何ですか。一答。製造業者は, 労働者が仕事に戻って, それからすべての我々の意見の不一致を調停しようと主張しています。労働者は, 意見の不一致を調停してそれから仕事に戻ろうと主張しています」(*Ibid.*, p. 146)。また機械工組合の機関誌『機械工月報』はこの提案について, 「製造業者が同意したことと言えば, ストライキを中止し, 彼等を信用すれば, 将来いつかは満足すべき解決が得られるであろうということに尽きる」と批判している (*Machinists Monthly Journal*, Vol. 12, No. 5 (May, 1900), p. 249.
- (14) *Ibid.*, p. 250.
- (15) 以上, *Report of the Industrial Commission*, Vol. 8, pp. 502—503, *Machinists Monthly Journal*, Vol. 12, No. 5, pp. 254—255, Montgomery, *op. cit.*, p. 50—51.
- (16) *Machinists Monthly Journal*, Vol. 12, No. 5, p. 290.
- (17) *Ibid.*, No. 6 (June, 1900), p. 349.
- (18) 以下, *ibid.*, No. 6, pp. 311—315, 347—349, No. 7 (July, 1900), pp. 386—390.
- (19) ただし金属産業協会事務局次長のデヴァンズの, 機械工組合が獲得した成果についての評価は機械工組合幹部より若干低いように思われる。たとえば徒弟数の制限の実質的な意義について, cf. *Report of the Industrial Commission*, Vol. 8, pp. 510—511.

- (20) Cf. *ibid.*, pp. 508—509. ただしパターソンの機械工に対する10%の賃上げも協定に盛り込まれている (*Machinists Monthly Journal*, Vol. 12, No. 7, p. 390)。
- (21) Cf. *Report of the Industrial Commission*, Vol. 8, p. cxxv, 491, 508—509, *Machinists Monthly Journal*, Vol. 12, No. 6, pp. 313—314. ただし翌7月号には全文が掲載された。同時に、6月号における処置は、金属産業協会に加盟していない企業との交渉を配慮したものであったという釈明も同時に掲載されている (*Machinists Monthly Journal*, Vol. 12, No. 7, p. 388, cf. *Report of the Industrial Commission*, Vol. 8. p. cxxv)。
- (22) *Report of the Industrial Commission*, Vol. 8, p. 508.
- (23) 以下主として、Montgomery, *op. cit.*, pp. 54—56, Selig Perlman and Philip Taft, *History of Labor in the United States, 1896—1932*, Vol. 4, Labor Movement (rep. ed., N. Y., 1966), pp. 115—116, Mark Perlman, *op. cit.*, p. 27による。都市と参加者数はPerlman and Taftによるものだが、Mark Perlmanは4万人としている。
- (24) Bruno Ramirez, *When Workers Fight: The Politics of Industrial Relations in the Progressive Era, 1898—1916*, pp. 94—95.
- (25) 以上主として、Marguerite Green, *The National Civic Federation and the American Labor Movement, 1900—1925*, Washington, D. C., 1956, pp. 20—24による。なお、産業委員会の公聴会においては、多くの雇用者が賃金も含めて全国的に仲裁されることを要求していたように思われる。たとえば、*Report of the Industrial Commission*, Vol. 8, p. 10.
- (26) 以上, Montgomery, *op. cit.*, pp. 56—57, Marl Perlman, *op. cit.*, pp. 27, 31.
- (27) Ramirez, *op. cit.*, p. 96.
- (28) *Ibid.*, p. 95.
- (29) 以上, *ibid.*, p. 96, Montgomery, *op. cit.*, p. 58.
- (30) Mark Perlman, *op. cit.*, p. 31.
- (31) Montgomery. *op. cit.*, p. 50.
- (32) Perlman and Taft, *op. cit.*, p. 115.
- (33) Melvyn Dubofsky, "Abortive Reform: The Wilson Administration and Organized Labor, 1913—20", in James E. Cronin and Carmen Sirianni ed., *Work, Community, and Power: The Experience of Labor in Europe and America, 1900—1925*, Temple University Press, Philadelphia, 1983, p. 198.
- (34) モンゴメリーは、「コーポリット・リベラリズム」の勝利をもって革新主義時代を特徴づけるニュー・レフト史家たちは、全国市民連盟の意義と成功を過大評価したと指摘している。私はこの指摘を説得力のあるものとするのであるが、しかしここで吟味しておきたいのは、にもかかわらず20世紀初頭の短期間においては、後に全国製造業者協会の反労組活動に積極的に加担するような個人、団体ですら市民連盟に参加し、マレイ・ヒル協定のようなその理念に適合する協定を結ぶに吝かではなかった理由である (cf. Montgomery, *op. cit.*, pp. 82—83)。